

産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法）公式テキスト

■ **正誤表** 正誤表は適時改訂いたします。

※「版・刷」は、公式テキストの奥付（巻末）をご確認ください。

◎ [産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法）公式テキスト第1版（令和5年9月発行）](#) [正誤表（2026年3月2日更新）](#)

ページ	箇所	誤	正
45頁	図5.3	5cm以上 3cm以上	140ポイント(約5cm)以上 90ポイント(約3cm)以上
46頁	上から2行目	石綿含有一般廃棄物	石綿含有産業廃棄物
47頁	⑦の2行目	石綿含有一般廃棄物	石綿含有産業廃棄物
63頁	表6.2 ㊸ 2つめのボツ	他の排出事業者の産業廃棄物	他の廃棄物
70頁	Note4 4つめのボツ	改善命令や事業停止等行政処分	事業停止命令
74頁	2. (1) ①ア2つめのボツ	業務執行役員	業務執行社員
96頁	9-1見出し	環境大臣認定	環境大臣認定等
98頁	9-2 (1) 本文上から3行目	市町村	都道府県等
99頁	表9.2右欄上から5つめの種類	石綿含有産業廃棄物	石綿含有一般廃棄物
106頁	表11.1 右欄上から2項目め及び3項目めの①	パソコンを使って	パソコン等を使って
112頁	(1) 本文上から7行目	特別管産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
129頁	「罰則に係る行為」の上から4つめ	保管等に係る措置命令違反	改善命令違反
133頁	「第5号」の「行為の内容」の2つめの●	(特別管理) 産業廃棄物の処理を終了していないが	(特別管理) 産業廃棄物の処理を終了していない者が

◎ [産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法）公式テキスト第2版（令和8年4月発行）](#) [正誤表](#)

現段階での修正はございません。

■ 出版後の制度変更などに伴う記述内容の変更

※「版・刷」は、公式テキストの奥付（巻末）をご確認ください。

◎ 産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法）公式テキスト第1版（令和5年9月発行）

①（2025年5月14日作成）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品親日あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品の追加等が行われました。（令和7年3月16日施行）

（1）改正内容は、

1）水銀使用製品に、真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）を加えた（規則別表第4）。

2）「水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であり、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品」に真空ポンプ、ホイール・バランス及び推進薬の計3製品を加えた（規則別表第5）。

（2）「水銀廃棄物ガイドライン」が第4版へ改定されました。

以上の改正に伴い、本テキストの15ページ『表5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの』に『真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）』が追加となりました。詳しくは、「水銀廃棄物ガイドライン（第4版）」の70ページを参照願います。

②（2025年6月10日作成）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、懲役と禁錮は廃止され拘禁刑に一本化されました。（令和7年6月1日施行）

以上の改正に伴い、本テキストに掲載されている「懲役」と「禁錮」は、それぞれ「拘禁刑」と読み替えてください。

③（2026年3月2日作成）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、第8条の4の2第6号の「委託契約書に含まれるべき事項」に下記項目が追加されました。（令和8年1月1日施行）

追加項目：「委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合」

以上の改正に伴い、本テキストの63ページ『表6.2 委託契約書の法定事項』の⑤に上記項目が追加となりました。

◎ 産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法）公式テキスト第2版（令和8年4月発行）

①（2026年4月23日作成）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされていない空気亜鉛電池については、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うことを不要とするため、規則別表第4の2の項の空気亜鉛電池が削除されました。なお、空気亜鉛電池であっても水銀又はその化合物の使用に関する表示のあるものは、規則第7条の2の4第3号に該当するため、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこと。（令和8年3月27日施行）

この改正に伴い「水銀廃棄物ガイドライン」が第5版へ改定されました。

以上の改正に伴い、本テキストの19ページ『表5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの』から『2 空気亜鉛電池』が削除となりました。詳しくは「水銀廃棄物ガイドライン（第5版）」の70ページを参照願います。